令和８年度屋外広告士試験

問　題　A

関係法規

試験時間：９:40～10:40（退出可能時間：10:20～10:30）

次の注意をよく読んでから始めてください。

１．これは問題Ａです。表紙を除き７ページ15問あります。

２．問題はすべて必須問題です。

３．氏名・受験地はマークシート解答用紙に記入してください。

４．受験番号はマークシート解答用紙に記入し、該当する番号欄を鉛筆で塗りつぶしてください。

５．解答はマークシート解答用紙の番号欄を鉛筆で塗りつぶしてください。

６．１問に２つ以上解答した場合は正解としません。

７．解答を訂正する場合は、消しゴムでていねいに消して訂正してください。

８．マークシート解答用紙は退席の際に回収します。

９．この問題冊子は持ち帰っても構いません。

【問１】屋外広告物法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

１．道路に設置された車両進入禁止の道路標識は、屋外広告物法に定める屋外広告物に当たる。

２．大学校舎の中庭に面した外壁に貼付された資格試験予備校のポスターは、屋外広告物法に定める屋外広告物に当たる。

３．「〇〇湯」という店名を表示した銭湯の煙突は、屋外広告物法に定める屋外広告物に当たる。

４．個人の住居の玄関ポーチに設置された氏名の表札は、屋外広告物法に定める屋外広告物に当たる。

【問２】屋外広告物法第７条に定める違反に対する措置として、**適切でないもの**はどれか。

１．都道府県知事は、屋外広告物法第３条から第５条までの規定に基づく条例に違反して電柱に不動産売買のはり紙広告を表示している者に対し、表示の停止を命じた。

２．都道府県知事は、屋外広告物法第３条から第５条までの規定に基づく条例に違反して街路樹に宗教的なメッセージを記したはり札を表示している者を過失がなくて確知することができなかったため、職員に命じて、当該はり札を除却させた。

３．都道府県知事は、屋外広告物法第３条から第５条までの規定に基づく条例に違反して公園に店舗を宣伝する「のぼり」を設置している者に対しその除却を命じたものの、その者が除却しなかったため、行政代執行法に基づき自ら当該「のぼり」を除却した。

４．都道府県知事は、屋外広告物法第３条から第５条までの規定に基づく条例に違反して道路上に毎日、「日替わり定食」のメニュー看板を設置している者がその撤去を求める行政指導に従わなかったため、自ら当該メニュー看板を除却した。

【問３】屋外広告物法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

１．都道府県知事は、屋外広告物条例の定めるところにより除却した広告物がはり紙又ははり札である場合は、当該広告物を保管しなくてもよい。

２．都道府県知事は、屋外広告物条例の定めるところにより広告塔を除却した場合において、その価額に比し、その保管に不相当な費用を要するときは、当該広告塔を売却し、その売却代金を保管することができる。

３．都道府県知事が、屋外広告物条例に違反した立看板を設置した者にその除却を命じた場合において、その者が当該命令に違反したときは、同条例で定めるところにより地方自治法所定の罰金を科すことができる。

４．屋外広告物法第３条第１項において都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、都市計画法第２章の規定により定められた第一種住居地域において広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができることとされている。

【問４】屋外広告業の登録に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

１．都道府県は、条例で定めるところにより、屋外広告物法に基づく条例に違反した屋外広告業者に対し、６か月以内の期間を定めて屋外広告に関する入札に参加させないこととすることができる。

２．都道府県は、条例で定めるところにより、屋外広告業の登録を受けようとする者が、屋外広告物法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から２年を経過しない者である場合には、その登録を拒否しなければならない。

３．都道府県は、条例で定めるところにより、その地域の実情に応じて、屋外広告業の登録の有効期間を５年より短くすることができる。

４．都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は、すでに他県において登録を受けている場合であっても、あらためて知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

【問５】屋外広告物法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

１．屋外広告物法において都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法上の指定都市及び中核市においては、指定都市及び中核市が処理することとされている。

２．屋外広告物法において都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、政令で定めるところにより、特別区においては特別区の長が行なうものとされている。

３．景観法上の景観行政団体が、広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項を景観計画に定めた場合、当該景観行政団体の定める屋外広告物法第３条から第５条までの規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めることとされている。

４．景観法上の景観行政団体である市町村が、都道府県の定めた条例にしたがい、屋外広告物法第３条から第５条までの規定に基づく条例を制定又は改廃しようとする場合、その内容について、あらかじめ、関係する都道府県知事に協議して、その同意を得なければならないとされている。

【問６】屋外広告物条例ガイドライン第14条に定める規格に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

１．屋外広告物条例ガイドライン第５条に定める禁止物件以外の物件に表示される広告物であっても、規格に適合しなければならない。

２．屋外広告物条例ガイドライン第６条所定の地域における広告物の表示に係る許可にあたっては、規格への適合の審査も行われる。

３．自己の事業又は営業の内容を表示するもので、自己の事業所等に表示する広告物であっても、規格に適合しなければならない。

４．規格は、広告物の表示の位置、形状、面積、色彩、意匠及びその表示内容等について、広告物の種類ごとに規則で定められる。

【問７】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切なもの**はどれか。

１．屋外広告物条例ガイドライン第19条に基づく広告物の管理義務とは、同ガイドライン第13条に基づく禁止広告物に該当しないよう必要な管理を行う義務である。

２．屋外広告物条例ガイドライン第19条の管理義務の規定への違反に対しては、同ガイドライン第23条第１項に基づき、知事から措置命令が発せられる可能性がある。

３．広告物を表示・管理する者又は広告物の所有者・占有者は、資格の有無にかかわらず、屋外広告物条例ガイドライン第19条の２第１項に定められる点検を自ら行わなければならない。

４．屋外広告物条例ガイドライン第26条第１項の規定に基づき広告物等の管理者を置いた場合、管理者の氏名等の所定の事項について知事に届け出る必要はないが、当該事項を当該広告物に表示しなければならない。

【問８】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

１．屋外広告物条例ガイドライン第20条第１項の規定に基づき屋外広告物を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

２．広告物に係る許可の期間が満了していない場合であっても、その表示の必要がなくなったときは、当該広告物を遅滞なく除却する義務が生ずる。

３．広告物を表示し又はその掲出物件を設置する者は、一定の場合に当該広告物又は掲出物件を除却する義務を負うが、広告物の所有者がそうした義務を負う余地はない。

４．屋外広告物条例ガイドライン第23条第１項の規定に基づき、知事が広告物の除却を命ずる場合には、５日以上の期限を定めて除却が命じられる。

【問９】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

１．国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物で知事が指定するものは、屋外広告物条例ガイドライン第５条にいう禁止物件である信号機にも表示することができる。

２．自家用広告物は、規則で定める基準に適合するか否かを問わず、屋外広告物条例ガイドライン第６条にいう許可地域内においても知事の許可なく表示することができる。

３．屋外広告物条例ガイドライン第３条にいう禁止地域内で指定された景観保全型広告整備地区においては、規則で定める基準に適合する自家用広告物の表示であっても、あらかじめ知事への届出を要する。

４．生産緑地法に基づく生産緑地地区の標識は、法令の規定により表示される広告物に含まれ、屋外広告物条例ガイドライン第３条から第10条までの規定が適用除外となる。

【問10】屋外広告物条例ガイドライン第13条において、これを表示し、又は設置してはならないと明示されている広告物又は掲出物件として、**適切でないもの**はどれか。

１．公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

２．著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの

３．信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの

４．倒壊又は落下のおそれがあるもの

【問11】建築基準法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1．建築基準法所定の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に設計者の氏名又は名称の表示をしなければならないが、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておく必要はない。

2．建築基準法所定の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に設計者の氏名又は名称の表示をしなければならず、当該工事に係る設計図書も当該工事現場に備えておかなければならない。

3．建築基準法所定の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に設計者の氏名又は名称の表示をする必要はなく、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておく必要もない。

4．建築基準法所定の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に設計者の氏名又は名称の表示をする必要はないが、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならない。

【問12】道路法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1．道路の占用の許可を受けようとする者は、その申請書に工事実施の方法、道路の復旧方法及び補償の内容を記載しなければならない。

2．道路の占用の許可を受けようとする者は、その申請書に道路の占用の目的、期間及び場所を記載しなければならない。

3．道路に工事用板囲又は足場を設けて継続して道路を使用しようとする者は、道路の占用の許可を受けなければならない。

4．道路に広告塔又は看板を設けて継続して道路を使用しようとする者は、道路の占用の許可を受けなければならない。

【問13】労働安全衛生法第14条及び同法施行令第６条において、事業者が作業主任者を選任しなければならないとされている作業として、**適切でないもの**はどれか。

１．アセチレン溶接装置を用いて行う金属の加熱の作業

２．土止め支保工の腹起こしの取り外しの作業

３．コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業

４．小型ボイラーの取扱いの作業

【問14】建設業法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

１．建設業法における建設業者とは、同法所定の許可を受けて同法所定の建設業を営む者をいう。

２．建設業法所定の建設工事の完成を請け負う営業であれば、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、同法における建設業に当たる。

３．建設業法所定の建設工事の注文者であれば、当該建設工事が他の者から請け負ったものであるか否かを問わず、同法所定の発注者に当たる。

４．建設業法における建設工事とは、土木建築に関する工事で同法別表に掲げるものをいうのであり、電気通信工事はこれに当たる。

【問15】行政代執行法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

１．義務者が戒告を受けて、相当の履行期限までに義務を履行しない場合にあっては、行政庁は、原則として、代執行令書をもって、代執行の時期、執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知しなければならない。

２．行政代執行の対象となる行為は法律により直接に命ぜられた行為のみであり、法律に基づき行政庁により命ぜられた行為は含まれない。

３．行政庁が代執行をなすには、原則として、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め口頭で戒告しなければならない。

４．代執行の対象となる義務の不履行がある場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であれば、その不履行の放置が著しく公益に反するかどうかを問わず、代執行を行うことができる。